

広島県告示第八百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	所在地				
吉山川支川 (五一二六) 隣a)	飯室上畠(五 八七八一) 急傾斜地の 崩壊	布六四二九 (二八三一) 急傾斜地の 崩壊	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域	表区域 示の	広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室及び同市安佐北区安佐町大字久地地内
吉山川支川 (五一二六) 隣a)	飯室上畠(五 八七八一) 急傾斜地の 崩壊	布六四二九 (二八三一) 急傾斜地の 崩壊	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域	区域の名称	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域
吉山川支川 (五一二六) 隣a)	飯室上畠(五 八七八一) 急傾斜地の 崩壊	布六四二九 (二八三一) 急傾斜地の 崩壊	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域の条の 定令に害等砂土等の め第_関防に平止お災 る八平す止る對け害に 事十成る法策る警規法 四十法策る警規法	次 の 図 の と おり
吉山川支川 (五一二六) 隣a)	飯室上畠(五 八七八一) 急傾斜地の 崩壊	布六四二九 (二八三一) 急傾斜地の 崩壊	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域	区域の名称	次 の 図 の と おり
吉山川支川 (五一二六) 隣a)	飯室上畠(五 八七八一) 急傾斜地の 崩壊	布六四二九 (二八三一) 急傾斜地の 崩壊	土砂災害の 自然現象 の発生原 因となる 区域	区域の名称	次 の 図 の と おり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。